



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	8
○大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）	8
○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）	10
○大和高田市特別会計条例の一部を改正する条例（営繕住宅課）	10
○大和高田市手話言語条例（社会福祉課）	10
○大和高田市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例（保険医療課）	12
○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（学校教育課）	14
○大和高田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局）	15
○大和高田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（ 〃 ）	15
○大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）	15
○大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（税務課）	16

規則

○大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	19
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	20
○管理職手当支給規則の一部を改正する規則（ 〃 ）	22
○一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ 〃 ）	22
○大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部を改正する規則（病院総務課）	22
○一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（ 〃 ）	23
○大和高田市公印規則の一部を改正する規則（財産管理課）	26
○大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則（危機管理課）	26
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則（保護課）	27
○大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則（企画広報課）	33

告示

○大和高田市議会定例会の招集（財政課）	34
○放置自転車等の移動、保管（生活安全課）	34
○平成31年度大和高田市一般会計予算等の公表（財政課）	35
○大和高田市生活習慣改善事業実施要綱の一部を改正する告示（健康増進課）	71
○引取りのない放置自転車等の処分（生活安全課）	71
○市道路線認定に関する告示（土木管理課）	71
○市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示（ 〃 ）	72
○市道路線廃止に関する告示（ 〃 ）	72
○市道路線変更に関する告示（ 〃 ）	73

○市道の区域の変更に関する告示（　〃　）	7 3
○供用の開始に関する告示（　〃　）	7 4
○市道の区域の決定に関する告示（　〃　）	7 4
○市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示（　〃　）	7 4
○平成30年度大和高田市一般会計補正予算（第12号）等の要領の公表（財政課）	7 5
○大和高田市金融機関の指定について及び大和高田市病院事業の業務に係る公金の 収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を 取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示（会計課）	7 6
○大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱（介護保険課）	7 6
○引取りのない自転車の処分（市民協働推進課）	9 0
○固定資産の価格等の固定資産課税台帳の登録（税務課）	9 0
○固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（　〃　）	9 1
○大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱等の一部を改正する告示（人事課）	9 1
○旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示（保険医療 課）	9 2
○平成31年し尿くみ取り手数料集金事務委託の告示（環境衛生課）	9 6
○平成31年市営斎場使用料収納事務委託の告示（　〃　）	9 6
○指定管理者の指定の告示（社会福祉課）	9 6
○指定管理者の指定の告示（　〃　）	9 6
公告	
○大和都市計画生産緑地地区の都市計画案の縦覧（都市計画課）	9 7
○農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課）	9 8
○大和都市計画道路事業の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）	9 8
○平成31年度ITシステム最適化業務委託に関する条件付一般競争入札公告（契 約監理室）	9 8
○平成31年度庁用バス運行业務委託に関する条件付一般競争入札公告（　〃 ）	1 0 1
教育委員会	
○教育委員会3月臨時会の招集（教育総務課）	1 0 4
○教育委員会3月定例会の招集（　〃　）	1 0 4
○教育委員会3月臨時会の招集（　〃　）	1 0 5
○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱及び児童ホーム臨時職員の 任用等に関する要綱の一部を改正する告示（　〃　）	1 0 5
○大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱の一部を 改正する告示（　〃　）	1 0 5
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	1 0 8
○平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所等 （　〃　）	1 0 8
○平成31年3月20日現在における奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の 3分の1の数等（　〃　）	1 0 9
○平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙における大和高田市期日前投票所（ 〃　）	1 0 9
○平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙における期日前投票所投票管理者等の	

選任（　〃　）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
○平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙において候補者の氏名等を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所（　〃　）・・・・・・・・	109
○平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う日時及び場所（　〃　）・・・・・・	110
○平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙において大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙等の交付場所並びに不在者投票の記載場所（　〃　）・・・・・・・・	110
○選挙管理委員会の招集（　〃　）・・・・・・・・	110
○平成31年4月7日執行の奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所等（　〃　）・・・・・・・・	111
○平成31年3月28日現在における大和高田市の奈良県議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等（　〃　）・・・・・・・・	111
○平成31年4月7日執行の奈良県議会議員選挙における大和高田市期日前投票所（　〃　）・・・・・・・・	111
○平成31年4月7日執行の奈良県議会議員選挙における期日前投票所投票管理者等の選任（　〃　）・・・・・・・・	111
○平成31年4月7日執行の奈良県議会議員選挙において候補者の氏名等を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所（　〃　）・・・・・・・・	112
○平成31年4月7日執行の奈良県議会議員選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う日時及び場所（　〃　）・・・・	112
○平成31年4月7日執行の奈良県議会議員選挙において大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙等の交付場所並びに不在者投票の記載場所（　〃　）・・・・・・・・	112
○平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所（　〃　）・・・・・・・・	112
○平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者等の選任（　〃　）・・・・・・・・	113
○平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における開票の日時及び場所（　〃　）・・・・・・・・	113
○平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における大和高田市開票区の開票管理者等の選任（　〃　）・・・・・・・・	113
公営企業	
○配水管布設替工事（S01）に関する条件付き一般競争入札公告（水道総務課）・・・・・・	113
○配水場維持管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（　〃　）・・・・・・	116

公布された条例のあらまし

◇職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

民間労働法制において、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることを踏まえ、本市においても同様の措置を講じるため、規定の整備を行うものです。

2 内容

時間外勤務を命じることができる時間の上限等必要な事項を規則で定めることとする規定を設けます。（第8条関係）

3 施行期日

平成31年4月1日

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当又は報酬の財源として、農地利用最適化交付金が措置されたことを受け、当該委員の報酬について、実績に応じた報酬を支払うため規定を整備するほか、財政状況に鑑み、現在実施している教育委員会、選挙管理委員会及び公平委員会の委員並びに監査委員の委員報酬の減額措置を、市長の任期満了に合わせて概ね市長の就任前の水準に戻すための改正を行うものです。

2 内容

（１） 農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬について、実績に応じて国から交付される農地利用最適化交付金の範囲内で市長が定める額を、年額の実績報酬として追加します。（別表第1関係）

（２） 特例措置により減額していた特別職の非常勤職員の報酬について、一部の職員の減額率を引き下げます。（附則第4項関係）

① 教育委員会委員、監査委員

現行：40％減額 改正後：15％減額

② 選挙管理委員、公平委員

現行：20％減額 改正後：15％減額

3 施行期日

第1条の規定 平成31年4月1日

第2条の規定 公布の日

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

財政状況に鑑み、現在実施している特別職の常勤職員に係る給与の支給に関する減額措置について、市長の任期満了による退任に合わせて概ね市長の就任前の水準に戻すため、所要の改正を行うものです。

2 内容

特別職の常勤職員に係る給与の減額率を次のとおりとします。

① 給料（附則第3項の8関係）

現行：20%減 改正後：15%減

② 地域手当（附則第4項の2関係）

現行：支給しない 改正後：3%

③ 期末手当（附則第5項の2関係）

現行：市長50%減 改正後：15%減

現行：副市長30%減 改正後：15%減

現行：教育長20%減 改正後：15%減

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市特別会計条例の一部を改正する条例

1 理由

昭和50年度から大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計を設置し、一般会計と区分して経理を行っている住宅新築資金等貸付事業については、事業実施に係る市債の償還が概ね終了したことから、会計処理の適正性向上のため、当該特別会計を廃止するものです。

2 内容

特別会計のうち、大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計を削除します。

3 施行期日

平成31年4月1日

◇大和高田市手話言語条例

1 理由

手話に関する施策の推進を図り、全ての人が心豊かに暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的として、手話に関する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割、手話に関する基本施策を定める条例を制定するものです。

2 内容

（1） 条例を制定する背景及び目的を規定します。（前文及び第1条関係）

（2） 基本理念として、ろう者その他の手話を必要とする者は手話による意思疎通を円滑に図る権利を有すること及びその権利は最大限尊重されることを定めます。（第2条関係）

（3） 市の責務を定めるとともに、市民及び事業者が担う役割を努力義務として定めます。（第3条、第4条及び第5条関係）

（4） 市が総合的かつ計画的に推進する施策体系を定めます。（第6条関係）

（5） 学校、保育所及び認定こども園に在籍する幼児、児童及び生徒並びに教職員に対して、手話に対する理解を促進する取組の実施に努める義務がある旨を定めます。（第7条関係）

（6） 手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める義務がある旨を定めます。（第8条関係）

3 施行期日

平成31年4月1日

◇大和高田市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例

1 理由

乳幼児等を対象とする福祉医療制度について、償還払い方式から現物給付方式に変更するため、所要の規定の整備を行います。

2 内容

（1） 大和高田市乳幼児医療費助成条例の一部改正（第1条）

- ① 乳幼児等が県内の医療機関等で医療の給付を受けたときは、審査支払機関を経由して、直接医療機関等に助成金を支給できるよう、規定を整備します。（第5条の2関係）
- ② 規則で規定していた受給資格証の申請根拠を条例に規定することとします。（第5条関係）
- ③ その他文言の整理を行います。

（2） 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正（第2条）

- ① ひとり親家庭等の乳幼児等が県内の医療機関等で医療の給付を受けたときは、審査支払機関を経由して、直接医療機関等に助成金を支給できるよう、規定を整備します。（第4条関係）
- ② 規則で規定していた受給資格証の申請根拠を条例に規定することとします。（第4条の2関係）
- ③ その他文言の整理を行います。

（3） 大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部改正（第3条）

- ① 心身障害を有する乳幼児等が県内の医療機関等で医療の給付を受けたときは、審査支払機関を経由して、直接医療機関等に助成金を支給できるよう、規定を整備します。（第4条の2関係）
- ② 規則で規定していた受給資格証の申請根拠を条例に規定することとします。（第4条関係）
- ③ その他文言の整理を行います。

3 施行期日

平成31年8月1日

◇学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 理由

学校教育法の改正により、専門職大学制度が創設され、専門職大学の前期過程を修了した者には短期大学士の学位が与えられることとされたことに伴い、関係条例の整理を行うものです。

2 内容

（1） 大和高田市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正（第1条関係）

- ① 技術管理者に求める資格要件について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いとすることとします。（第2条関係）

（2） 大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正（第2条関係）

- ① 布設工事監督者及び水道技術管理者に求める資格要件について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いとすることとします。（第3条及び第4条関係）
- ② その他所要の規定の整備を行います。

（3） 大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

- ① 放課後児童支援員に求める資格要件について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いとすることとします。（第10条関係）
- ② その他文言の整理を行います。

3 施行期日

平成31年4月1日

◇大和高田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

これまで実施してきた委員会視察を廃止し、視察の実施が必要な場合は、視察目的や視察の実施時期を柔軟に決定することができる政務活動費にて実施していくため、政務活動費の交付額を増額するものです。

2 内容

政務活動費の年額を180,000円から240,000円に改めるものです。

3 施行期日

平成31年4月1日

◇大和高田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

1 理由

急速に進む人口減少や本市の財政状況、また類似団体の状況に鑑み、さらなる行財政改革への取り組みとして、議員定数の削減を行うものです。

2 内容

議員定数を18人から17人に改めるものです。

3 施行期日

次の一般選挙

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 理由

国民健康保険税の算定基準を定める地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減判定所得が引き上げられたことを受け、本市においても同様の措置を講じ、軽減対象者の拡大を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとします。

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。（第21条関係）
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。（第21条関係）

3 施行期日

平成31年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

1 理由

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要規定の整備を行うものです。

2 内容

- (1) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講じます。（第1条による改正 附則第7条の3の2関係）

- ① 控除期間を平成45年度まで延長します。
- ② 住宅借入金等特別税額控除を適用するに当たり、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要

とします。

- (2) 軽自動車税のグリーン化特例の見直しに伴う規定の整備（第1条による改正 附則第16条関係、第2条による改正 附則第15条の7関係）

平成31年度で期限切れを迎えるグリーン化特例（軽課）について、現行要件を2年間延長するとともに、平成34年度及び平成35年度課税における要件を電気自動車等に限定します。このうち、今回の改正は、平成29年度のグリーン化特例（軽課）の規定を削る等の規定の整備を行うものです。

- (3) 法人市民税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金1億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合であって、市長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとします。（第3条による改正 第40条関係）

- (4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成31年4月1日

条 例

条例第1号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

条例第2号

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農業委員会の委員	会長	月額	50,400円
	委員	月額	42,400円

」を

「

農業委員会の委員	会長	基本報酬（月額）	50,400円
		実績報酬（年額）	国から交付される農地利用最適化交付金の範囲内で市長が定める額
	委員	基本報酬（月額）	42,400円
		実績報酬（年額）	国から交付される農地利用最適化交付金の範囲内で市長が定める額

」に、

「

農地利用最適化推進委員	月額	42,400円
-------------	----	---------

」を

「

農地利用最適化推進委員	基本報酬（月額）	42,400円
	実績報酬（年額）	国から交付される農地利用最適化交付金の範囲内で市長が定める額

」に改める。

第2条 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間」に、「において「選挙管理委員会補充員」という。）を除く」を「及び次項において「選挙管理委員会補充員」という。）を除く。次項において同じ」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成31年4月1日から当分の間、別表第1の規定にかかわらず、教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、選挙管理委員会補充員、固定資産評価審査委員会の委員、選奨審査委員会の委員、政治倫理審査会の委員、法令遵守審査会の委員、男女共同参画審議会の委員、行政不服審査会の委員、情報公開審査会の委員、個人情報保護審査会の委員、個人情報保護運営審議会の委員、総合計画審議会の委員、公務災害補償等認定委員会の委員、公務災害補償等審査会の委員、特別職報酬等審議会の委員、退職手当審査会の委員、住居表示審議会の委員、人権啓発推進協議会の委員、子ども・子育て会議の委員、生活安全推進協議会の委員、地域包括ケア会議の委員、国民健康保険運営協議会の委員、国民健康保険天満診療所運営審議会の委員、介護保険運営協議会の委員、地域包括支援センター運営協議会の委員、廃棄物減量等推進審議会の委員、空家等対策協議会の委員、市営住宅対策協議会の委員、都市計画審議会の委員、緑化推進協議会の委員、防災会議の委員、国民保護協議会の委員、消防賞じゅつ金等審査会の委員、社会教育委員、青少年問題協議会の委員、いじめ問題対策連絡協議会の委員、いじめ対策委員会の委員、いじめ問題再調査委員会の委員、スポーツ推進審議会の委員、スポーツ推進委員、文化財保護審議会の委員及び文化会館運営協議会の委員の報酬額は、同表に規定する額から、その額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とし、選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者、選挙立会人、開票立会人、投票所の投票立会人及び障害者自立支援審査会の委員の報酬額は、

同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

条例第3号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の7の次に次の1項を加える。

3の8 平成31年4月1日から当分の間、特別職の常勤の職員の給料月額、第4条の規定にかかわらず、別表の額からその額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

附則第4項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間」に改める。

附則第4項の次に次の1項を加える。

4の2 平成31年4月1日から当分の間、第5条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは「100分の3」とする。

附則第5項の次に次の1項を加える。

5の2 平成31年4月1日から当分の間、特別職の常勤の職員の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により支給すべき期末手当の額から、その額の100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第4号

大和高田市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市特別会計条例の一部を改正する条例

大和高田市特別会計条例（昭和50年条例第31号）を次のように改正する。

本則中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正前の大和高田市特別会計条例の規定による大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計の平成30年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

条例第5号

大和高田市手話言語条例をここに公布する。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や身体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者にとって手話は、生きるための力であり、音声言語と同様に社会生活においてコミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するための手段として重要な役割を担っている。

平成18年に国際連合の総会で採択され、我が国も批准している障害者の権利に関する条約により、手話は言語として国際的に認知され、平成23年に改正された障害者基本法では、手話を言語として位置付けるとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。

手話を必要とする全ての人が、手話を通じて必要な情報を容易に取得し、十分なコミュニケーションを図ることができる社会を実現するためには、手話が言語であることについて理解を深めるとともに、手話が普及し、手話を使用できる環境を整備していくことが重要である。

大和高田市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とする全ての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊重し、心豊かに暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識に基づき、ろう者その他の手話を必要とする者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が最大限尊重されることを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話を使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、地域社会の一員として、手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- （1） 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- （2） 手話の獲得及び習得並びに手話による情報の取得に関する施策
- （3） 手話による意思疎通支援に関する施策
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（学校等における手話に関する理解の促進）

第7条 市は、学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）において、当該学校等に在籍する幼児、児童及び生徒並びに当該学校等の職員に対して手話を学ぶ機会の提供その他手話に親しむための取組により、手話への理解の促進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第8条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

条例第6号

大和高田市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例

（大和高田市乳幼児医療費助成条例の一部改正）

第1条 大和高田市乳幼児医療費助成条例（平成8年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「範囲」を「額」に改め、同条第1項中「助成は」を「助成の額は」に改め、「を対象者に支給して行うもの」を削り、同条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

（申請及び受給資格証の交付）

第5条 助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する書類（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。

2 対象者は、前項の受給資格証を医療機関等（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）において乳幼児が医療を受ける際に提示しなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

（助成金の支給）

第5条の2 乳幼児医療費の助成は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づき、当該対象者に支給して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第3条第1項の乳幼児が前条第2項の規定により受給資格証を提示の上審査支払機関（奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。以下同じ。）との間で乳幼児医療費の助成に関し契約を締結した医療機関等から第4条の医療に関する給付を受けた場合において、審査支払機関から当該医療に関する給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項の報告を受けたときは、審査支払機関を経由して当該医療機関等に助成金を支払うものとする。

第9条中「の対象者」を「の対象となる者」に改める。

（大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第2条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成8年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「できる者」の次に「（以下「対象者」という。）」を加える。

第3条の見出し中「範囲」を「額」に改め、同条第1項中「助成は、前条の要件に該当する者（以

下「対象者」という。）」を「助成の額は、対象者」に改め、「を対象者に支給して行うもの」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第4条を次のように改める。

（申請及び受給資格証の交付）

第4条 助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する書類（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。

2 対象者は、前項の受給資格証を医療機関等（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）において医療を受ける際に提示しなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

（助成金の支給）

第4条の2 ひとり親家庭等医療費の助成は、規則に定めるところにより、対象者の申請に基づき、当該対象者に支給して行うものとする。ただし、当該対象者が第2条第1号ウ又はエの対象児童であるときは、当該対象児童の親権を行う者若しくは後見人その他の者で現に当該対象児童を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者（第2条第1号ウ又はエの対象児童であつて未就学児（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）である者に限る。）が前条第2項の規定により受給資格証を提示の上審査支払機関（奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。以下同じ。）との間でひとり親家庭等医療費の助成に関し契約を締結した医療機関等から第3条の医療に関する給付を受けた場合において、審査支払機関から当該医療に関する給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項の報告を受けたときは、審査支払機関を経由して当該医療機関等に助成金を支払うものとする。

第5条中「対象者は、住所」を「対象者がその住所」に改め、「ときは」の次に「、対象者（対象者が第2条第1号ウ又はエの対象児童であるときは、当該対象児童の保護者等）は」を加える。

第6条の2中「の対象者」を「の対象となる者」に改める。

（大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部改正）

第3条 大和高田市心身障害者医療費助成条例（平成8年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「できる者」の次に「（以下「対象者」という。）」を加える。

第3条の見出し中「範囲」を「額」に改め、同条第1項中「助成は、前条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）」を「助成の額は、対象者」に改め、「を対象者に支給して行うもの」を削り、同条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

（申請及び受給資格証の交付）

第4条 助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する書類（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。

2 対象者は、前項の受給資格証を医療機関等（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）において医療を受ける際に提示しなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

（助成の方法）

第4条の2 心身障害者医療費の助成は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づき、当該対象者に支給して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者（未就学児（1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）に限る。）が前条第2項の規定により受給資格

証を提示の上審査支払機関（奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。以下同じ。）との間で心身障害者医療費の助成に関し契約を締結した医療機関等から第3条の医療に関する給付を受けた場合において、審査支払機関から当該医療に関する給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項の報告を受けたときは、審査支払機関を経由して当該医療機関等に助成金を支払うものとする。

第8条中「の対象者」を「の対象者となる者」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市乳幼児医療費助成条例第5条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条の2の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条の2の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

条例第7号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(大和高田市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例(平成24年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次のとおり」を「次の各号のいずれかに該当する者であること」に改め、同条第4号中「同号」を「次号」に改め、同条第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

(大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「次の各号のいずれかに該当する者であること」に改め、同条第1号及び第2号中「による」を「に基づく」に改め、同条第3号中「による」を「に基づく」に改め、「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第4号及び第6号中「による」を「に基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条中「次のとおり」を「次の各号のいずれかに該当する者であること」に改め、同条第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」

を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大和高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第3号中「による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による）」を「に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく）」に改め、同項第5号中「による」を「に基づく」に改め、「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項第6号及び第7号中「による」を「に基づく」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の大和高田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

条例第8号

大和高田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「180,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

条例第9号

大和高田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大和高田市議会の議員の定数を定める条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

条例第10号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第11号

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（大和高田市税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第13条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第29条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

（大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大和高田市税賦課徴収条例第76条第2号の改正規定中

「

（ウ） 四輪以上のもの

i 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

- 自家用 年額 10,800円
- ii 貨物用のもの
 - 営業用 年額 3,800円
 - 自家用 年額 5,000円

」を

「

- (ウ) 四輪以上のもの
 - i 乗用のもの
 - 営業用 年額 6,900円
 - 自家用 年額 10,800円
 - ii 貨物用のもの
 - 営業用 年額 3,800円
 - 自家用 年額 5,000円

」に改め、同条例附則第15条の2の次に6条を加

える改正規定（同条例附則第15条の7第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、
当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1
項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日まで
に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項まで
において「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、
「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受
けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第22号）の一部を次
のように改正する。

第1条のうち、大和高田市税賦課徴収条例第40条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、
第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改
め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、
「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申
告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電
子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しな
いで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで
納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行
う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書
を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認
を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、
納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提
出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とす
る。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要と
なった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記
載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これ
を市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適
用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書

を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改め、同条第7号中「附則第4条の改正規定」を「附則第5条の4の改正規定」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第6条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第29条の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

規 則

規則第2号

大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月6日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市税賦課徴収条例施行規則（昭和37年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

様式第40号	原動機付自転車標識のひな型	条例第83条第4項
様式第40号 (その1)	原動機付自転車標識のひな型	条例第83条第4項
様式第40号 (その2)	原動機付自転車標識のひな型（オリジナルナンバープレート）	条例第83条第4項

改める。

様式第40号中「様式第40号」を「様式第40号（その1）」に改める。

様式第40号の次に次の1様式を加える。

様式第40号（その2）

大和高田市 オリジナルナンバープレート 仕様図



仕 様	単位:mm
記号 名 称	適 用
ア 大和高田市	縦16.6×横88.2 凸型
イ 記 号	縦25×横23 凸型
ウ 3桁数字	縦34×横23 凸型
エ イラスト	デマンド印刷
オ 材 料	アルミ板 板厚1.0t

詳 細

- ・外 形 / 100X200(mm)
- ・外 周 形 状 / ふち型
- ・有効数字外表記 / ●=10φ

附 則

この規則は、平成31年3月18日から施行する。

規則第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第8条第2項本文の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条の2中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第9条の2の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（1） 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ） 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間において市長が定める時間及び月数

（2） 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

- 2 任命権者が特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

規則第4号

管理職手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

管理職手当支給規則の一部を改正する規則

管理職手当支給規則（昭和33年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間」に改める。

附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 平成31年4月1日から当分の間、管理職手当の支給月額又は給料月額に対する支給割合は、別表の規定にかかわらず、「81,100円」とあるのは「68,900円」と、「73,100円」とあるのは「62,100円」と、「66,300円」とあるのは「56,300円」と、「46,800円」とあるのは「39,700円」と、「17%」とあるのは「15%」と、「16%」とあるのは「14%」と、「15%」とあるのは「13%」と、「11%」とあるのは「9%」と、「7%」とあるのは「5%」とする。ただし、地方自治法第252条の17の規定に基づき大和高田市に派遣されている職員に係る支給月額又は支給割合は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第5号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間」に改める。

附則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 平成31年4月1日から当分の間、一般職の職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として各給料表につき市長が指定する者に対する期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる加算割合は、別表の規定にかかわらず、「100分の20」とあるのは「100分の17」と、「100分の15」とあるのは「100分の13」と、「100分の10」とあるのは「100分の9」とする。ただし、地方自治法第252条の17の規定に基づき大和高田市に派遣されている職員については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第6号

大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月26日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院資格等手当支給規則（平成26年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を第11号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

- （5） 一般社団法人日本病院薬剤師会が認定した専門薬剤師 5,000円
- （6） 一般社団法人日本病院薬剤師会が認定した認定薬剤師 3,000円
- （7） 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会が認定した外来がん治療認定薬剤師 3,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の大和高田市立病院資格手当規則第3条第1項第5号、第6号及び第7号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる資格等を活用した業務に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前に行われた資格等を活用した業務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

規則第7号

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和33年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「以下」を「以外」に改める。

別表第5ロの表中「

54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61

6 1
6 1
6 1
6 1
6 1
6 2
6 2
6 2
6 2
6 2
6 2
6 2
6 3
6 3
6 3
6 3
6 3
6 3
6 4

」を

「

5 3
5 4
5 4
5 4
5 5
5 5
5 5
5 6
5 6
5 6
5 7
5 7
5 7
5 8
5 8
5 8
5 9
5 9
5 9
6 0
6 0
6 0
6 1
6 1
6 1
6 1
6 1
6 2

6 2
6 2
6 2
6 2
6 3
6 3
6 3
6 3
6 3

」に改める。

別表第5ハの表中「

5 8
5 9
6 0
6 1
6 1
6 1
6 2
6 2
6 2
6 3
6 3
6 3
6 4

」を

「

5 7
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0
6 0
6 1
6 1
6 2
6 2
6 3
6 3

」に改める。

別表第5ホの表中「

4 6
4 6
4 7
4 7
4 8
4 8

49

」を

「

45

46

46

46

47

47

47

」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

規則第8号

大和高田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市公印規則の一部を改正する規則

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 管理責任者は、取扱責任者を選任又は変更したときは、速やかに公印統括者に通知しなければならない。

第12条第2項及び第13条第2項中「及び当該公印の管理責任者」を削る。

第14条第2項中「電子公印使用伺（様式第6号）」を「電子公印使用届（様式第6号）」に、「市長の決裁を受け」を「当該公印の管理責任者に届け出」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 法務情報課長は、前項の規定により申請があったときは、電子計算機に記録された公印の印影の破壊及び不正使用を防止するための措置が講じられていることを確認しなければならない。

第14条第5項中「電子公印使用廃止報告書」を「電子公印使用廃止届」に、「市長に報告し」を「当該公印の管理責任者に届け出」に改め、同条第6項を削る。

様式第6号中「電子公印使用伺」を「電子公印使用届」に、「大和高田市長 殿」を「管理責任者 殿」に、「伺います」を「届け出ます」に改める。

様式第7号中「電子公印使用廃止報告書」を「電子公印使用廃止届」に、「大和高田市長 殿」を「管理責任者 殿」に、「報告します」を「届け出ます」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

規則第9号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

第1条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第37号の3）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「105, 130円」を「105, 290円」に、「57, 110円」を「57, 190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52, 570円」を「52, 650円」に、「28, 560円」を「28, 600円」に改める。

第2条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「105, 290円」を「165, 150円」に、「57, 190円」を「70, 790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52, 650円」を「82, 580円」に、「28, 600円」を「35, 400円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

規則第10号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成23年規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市生活保護法施行細則

第3条第2項中「他の福祉事務所長」を「他の福祉事務所の長」に改める。

第4条第1項中「保護の開始」の前に「法第24条に規定する」を加える。

第8条中「福祉事務所長は、」を削り、「による」を「により行う」に改める。

第9条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第12条第3項中「様式第44号」を「様式第45号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 法第77条の2第1項の規定による費用の徴収の通知は、生活保護法第77条の2の規定による費用徴収決定通知書（様式第44号）により行うものとする。

第13条中「様式第45号」を「様式第46号」に改め、同条ただし書中「様式第46号」を「様式第47号」に改める。

第14条中「様式第47号」を「様式第48号」に改める。

第15条中「様式第48号」を「様式第49号」に改める。

第16条中「するとき」の次に「の決定調書」を加え、「様式第49号」を「様式第50号」に改める。

第17条中「様式第50号」を「様式第51号」に改める。

第18条を次のように改める。

（進学準備給付金申請書）

第18条 施行規則第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給の申請は、進学準備給付金申請書（様式第52号）により行うものとする。

第19条を第22条とし、第18条の次に次の3条を加える。

（進学準備給付金決定調書）

第19条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、進学準備給付金決定調書（様式第53号）により行うものとする。

（進学準備給付金決定通知書）

第20条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金決定通知書（様式第54号）により行うものとする。

（徴収金等支払申出書）

第21条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第77条の2第1項に基づく徴収金の支払に充てる場合は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）（様式第55号）により行うものとする。

2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条第1項に基づく徴収金の支払に充てる場合は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる申出書（生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）（様式第56号）により行うものとする。

様式第51号を削り、様式第50号を様式第51号とし、様式44号から様式第49号までを1号ずつ繰り下げ、様式第43号の次に次の1様式を加える。

様式第44号（第12条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市社会福祉事務所長 印

生活保護法第77条の2の規定による費用徴収決定通知書

あなたに対して実施した生活保護法による保護について、同法第77条の2の規定に基づき、費用徴収を決定したので通知します。

- 1 徴収対象金額
- 2 控除額等
- 3 徴収決定金額
- 4 徴収対象期間
- 5 徴収決定理由

- 6 納入期限
- 7 徴収方法

なお、この決定について不明な点があれば、当社会福祉事務所に連絡してください。

（教示）

（1） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この決定については、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（1）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第51号の次に次の5様式を加える。

様式第52号（第18条関係）

第 号
年 月 日

進学準備給付金申請書

大和高田市社会福祉事務所長 殿

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)

氏名 印

下記のとおり、進学準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1. 世帯主の氏名 _____
 2. 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 3. 進学先（学校名） _____
 4. 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 - ☐ 大学等進学前の住居と同じ
 - ☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
 5. 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納（進学後に納付すること。）に係る申請書類の写し
 - ・ 入学金納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
6. 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

記 号 _____ 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 _____

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・預金種類・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第53号(第19条関係)

進学準備給付金決定調書

進学準備給付金決定調書							
地区名	進学給付番号	世帯員番号	世帯主氏名	対象者氏名	決定内容	決定年月日	
決 裁						起案日	発送年月日
						決裁日	
進学準備給付金決定伺 調書のとおり決定してよろしいか。なお、進学準備給付金決定通知書により通知してよろしいか。							
進学準備給付金決定欄							
支給額 円 (進学先) (進学後の居住先)							
不支給の理由							
進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法							

様式第54号(第20条関係)

 第 号
 年 月 日

進学準備給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記の通り決定したことから通知します。

記

1 支給の可否

2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額 円

支給日 年 月 日

支給方法

3 不支給の場合、その理由

(備考)

(1) この決定通知が申請受理後14日を経過した理由

(2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(4) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第55号（第21条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に
充てる申出書

（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所又は居所

氏 名

印

大和高田市社会福祉事務所長 殿

様式第56号（第21条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に
充てる申出書

（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所又は居所

氏 名

印

大和高田市社会福祉事務所長 殿

年 月 日

私は、この申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より、毎月 円
を 年 月 日付費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の規定に基づき徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

規則第12号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表企画政策部の部人事課の項中「人事グループ」を「人事係」に改め、同表財務部の部財政課の項中「財政グループ」を「財政係」に改め、同表市民部の部産業振興課の項中「農業振興係」を「農業振興係 商品券事業係」に改め、同表福祉部の部保護課の項中「保護グループ」を「保護係」に改め、同表環境建設部の部営繕住宅課の項中「住宅入居管理係」を「住宅入居管理係 空家対策係」に改め、同部クリーンセンターの款企画整備課の項中「施設管理係」を「施設管理グループ」に改める。

第4条第1項企画政策部の部企画広報課の款企画政策係の項中

「（7） ファシリティマネジメントに関すること。

（8） 指定管理者制度の統括及び総合調整に関すること。

（9） 総合教育会議に関すること。

（10） 市のマスコットキャラクターに関すること。

（11） 葛城広域行政事務組合との連絡調整に関すること。

（12） 課内の他の係の補助に関すること。」を

「（7） 指定管理者制度の統括及び総合調整に関すること。

（8） 総合教育会議に関すること。

（9） 葛城広域行政事務組合との連絡調整に関すること。

（10） 課内の他の係の補助に関すること。」に改め、同部人事課の款中「人事グループ」を「人事係」に改め、同項財務部の部財政課の款中「財政グループ」を「財政係」に改め、同部財産管理課の款文書管財係の項中

「（13） 公用車の運行管理に関すること。」を

「（13） 公用車の運行管理に関すること。

（14） ファシリティマネジメントに関すること。」に改め、同部税務課の款固定資産税係の項中

「（5） 固定資産評価審査委員会に関すること。

（6） 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

（7） 市税の諸証明（納税証明書を除く。）に関すること。

（8） 課内の他の係の補助に関すること。」を

「（5） 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

（6） 市税の諸証明（納税証明書を除く。）に関すること。

（7） 課内の他の係の補助に関すること。」に改め、同項市民部の部自治振興課の款まちづくり推進係の項中

「（7） 課内の他の係の補助に関すること。」を

「（7） 固定資産評価審査委員会に関すること。

（8） 課内の他の係の補助に関すること。」に改め、同部市民協働推進課の款市民協働推進係の項中

「（5） 大和高田市行政サービスコーナー設置規則（平成28年規則第40号）

第3条各号に掲げる業務の取扱いに関すること。」を

「（5） 大和高田市行政サービスコーナー設置規則（平成28年規則第40号）

第3条各号に掲げる業務の取扱いに関すること。

（6）市のマスコットキャラクターに関すること。 」に改め、同部の部産業振興課の款に次のように加える。

商品券事業係

（1）プレミアム付商品券事業に関すること。

（2）課内の他の係の補助に関すること。

第4条第1項環境建設部の部営繕住宅課の款建築営繕グループの項中

「（5）空き家対策の総合調整に関すること。

（6）課の他の係の補助に関すること。 」を

「（5）課内の他の係の補助に関すること。 」に改め、同款住宅入居管理係の項中「課の他のグループ」を「課内の他の係及びグループ」に改め、同款に次のように加える。

空家対策係

（1）空家対策に関すること。

（2）課内の他の係及びグループの補助に関すること。

第4条第1項環境建設部の部クリーンセンター企画整備課の款中「他のグループ」を「他の係及びグループ」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

告示第15号

平成31年3月1日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成31年2月22日

大和高田市長 吉田 誠克

告示第16号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年3月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1）放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成31年2月1日	1									
平成31年2月4日	2									

平成31年2月15日	1									
平成31年2月19日	1									
平成31年2月22日	1		1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成31年2月5日	道路	大和高田市本郷町地内	2	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第17号

平成31年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成31年3月13日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 平成31年度大和高田市一般会計予算
- 2 平成31年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成31年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 平成31年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 5 平成31年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 6 平成31年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 7 平成31年度大和高田市水道事業会計予算
- 8 平成31年度大和高田市下水道事業会計予算
- 9 平成31年度大和高田市病院事業会計予算
- 10 平成30年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）
- 11 平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 平成30年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）
- 13 平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 14 平成30年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

15 平成30年度大和高田市病院事業会計補正予算（第4号）

16 平成30年度大和高田市一般会計補正予算（第11号）

平成31年度大和高田市一般会計予算

平成31年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,030,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,538,000
	1. 市民税	3,086,000
	2. 固定資産税	2,617,000
	3. 軽自動車税	150,000
	4. たばこ税	300,000
	5. 都市計画税	385,000
2. 地方譲与税		122,500
	1. 地方揮発油譲与税	32,500
	2. 自動車重量譲与税	87,500

	6. 森林環境譲与税	2,500
3. 利子割交付金		19,000
	1. 利子割交付金	19,000
4. 配当割交付金		51,000
	1. 配当割交付金	51,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		47,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	47,000
6. 地方消費税交付金		1,071,000
	1. 地方消費税交付金	1,071,000
7. 自動車取得税交付金		20,000
	1. 自動車取得税交付金	20,000
8. 環境性能割交付金		7,000
	1. 環境性能割交付金	7,000
9. 地方特例交付金		226,600
	1. 地方特例交付金	50,000
	3. 子ども・子育て支援臨時交付金	176,600
10. 地方交付税		7,300,000
	1. 地方交付税	7,300,000
11. 交通安全対策特別交付金		9,000
	1. 交通安全対策特別交付金	9,000
12. 分担金及び負担金		316,695
	1. 分担金	16,470
	2. 負担金	300,225
13. 使用料及び手数料		809,650

		1. 使用料	523,822
		2. 手数料	285,828
14. 国庫支出金			4,469,187
		1. 国庫負担金	4,050,644
		2. 国庫補助金	348,644
		3. 国庫委託金	69,899
15. 県支出金			1,558,487
		1. 県負担金	1,109,357
		2. 県補助金	309,363
		3. 県委託金	139,767
16. 財産収入			26,824
		1. 財産運用収入	26,822
		2. 財産売却収入	2
17. 寄附金			1
		1. 寄附金	1
18. 繰入金			1,094,725
		1. 基金繰入金	1,094,725
20. 諸収入			593,231
		1. 延滞金加算金及び過料	17,000
		2. 市預金利子	1,500
		3. 貸付金元利収入	1,630
		4. 雑入	573,101
21. 市債			2,750,100
		1. 市債	2,750,100

繰越金		0
	繰越金	0
歳入合計		27,030,000

(歳出) (単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 議会費		243,721
	1. 議会費	243,721
2. 総務費		4,470,404
	1. 総務管理費	3,872,838
	2. 徴税費	310,459
	3. 戸籍住民基本台帳費	116,339
	4. 選挙費	125,483
	5. 統計調査費	17,950
	6. 監査委員費	27,335
3. 民生費		10,982,110
	1. 社会福祉費	5,079,434
	2. 児童福祉費	3,130,549
	3. 生活保護費	2,771,823
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		2,695,920
	1. 保健衛生費	1,000,059
	2. 清掃費	1,695,861
5. 労働費		21,215
	1. 労働諸費	21,215

6. 農林水産業費		167,255
	1. 農業費	167,255
7. 商工費		612,088
	1. 商工費	612,088
8. 土木費		1,809,520
	1. 土木管理費	124,395
	2. 道路橋りょう費	156,697
	3. 河川費	11,632
	4. 都市計画費	1,375,401
	5. 住宅費	141,395
9. 消防費		876,344
	1. 消防費	876,344
10. 教育費		2,688,947
	1. 教育総務費	452,383
	2. 小学校費	284,913
	3. 中学校費	380,365
	4. 高等学校費	399,509
	5. 幼稚園費	224,323
	6. 社会教育費	401,531
	7. 保健体育費	545,923
11. 災害復旧費		4
	1. 公共土木施設災害復旧費	4
12. 公債費		2,442,472
	1. 公債費	2,442,472

13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		27,030,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関等からの融資に対する債務保証	平成31年度以降事業満了まで	借入金 10,000,000 千円とこれに対する利子の合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する大和高田当麻線街路事業用地取得事業（平成31年度分）	平成31年度以降事業満了まで	大和高田市土地開発公社が平成31年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
公共建物清掃業務	平成33年5月末まで	37,892千円と消費税等に相当する額
本庁舎宿直業務	平成33年5月末まで	16,100千円と消費税等に相当する額
本庁舎電話交換業務	平成33年5月末まで	8,582 千円と消費税等に相当する額
土地・家屋台帳電子化業務	平成33年3月末まで	3,465 千円
高田千本桜に伴う周辺道路等警備業務	平成32年4月末まで	1時間当たり 1,800 円と消費税等に相当する額に業務に要した時間数を乗じて得た額

緑の基本計画策定業務	平成33年3月末まで	10,000千円
文化会館舞台操作業務	平成34年9月末まで	42,600千円と消費税等に相当する額
小学校・幼稚園給食調理業務（1ヶ所）	平成34年7月末まで	38,024千円と消費税等に相当する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎建設事業	千円 1,473,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
保育所整備事業	12,700	〃	〃	〃
借換債 (高田こども園新築)	45,300	〃	〃	〃
清掃運搬施設等整	6,000	〃	〃	〃
道路新設改良事業	8,100	〃	〃	〃

橋りょう整備事業	15,100	〃	〃	〃
道路整備事業	4,000	〃	〃	〃
借換債 （側溝新設改良事業）	200	〃	〃	〃
河川改良事業	4,000	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	16,700	〃	〃	〃
大和高田当麻線街	171,100	〃	〃	〃
総合公園整備事業	6,700	〃	〃	〃
緑化公園整備事業	13,500	〃	〃	〃
借換債 （中和幹線道路新設改良事業）	1,500	〃	〃	〃
防災対策事業	15,500	〃	〃	〃
小学校大規模改造事業	34,200	〃	〃	〃
中学校大規模改造事業	101,100	〃	〃	〃
中学校テニスコート整備事業	35,300	〃	〃	〃
臨時財政対策債	690,000	〃	〃	〃
借換債 （臨時財政対策債）	58,800	〃	〃	〃
借換債 （減収補てん債）	36,700	〃	〃	〃

計	2,750,100			
---	-----------	--	--	--

平成31年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,493,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 第2款保険給付費に計上した各項（審査費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,310,126
	1. 国民健康保険税	1,310,126
2. 使用料及び手数料		739
	1. 手数料	739
6. 県支出金		5,582,123
	3. 県負担金・補助金	5,582,123
7. 連合会支出金		304
	1. 連合会補助金	304
8. 財産収入		120
	1. 財産運用収入	120
9. 繰入金		576,905
	1. 一般会計繰入金	576,904

	2. 基金繰入金	1
10. 繰越金		8,868
	1. 繰越金	8,868
11. 諸収入		14,615
	1. 延滞金加算金及び過料	7,023
	2. 市預金利子	5
	3. 療養費等指定公費返還金	242
	4. 雑入	7,345
歳入合計		7,493,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		136,818
	1. 総務管理費	112,924
	2. 徴税費	23,443
	3. 運営協議会費	451
2. 保険給付費		5,545,031
	1. 療養諸費	4,778,414
	2. 高額療養費	729,500
	3. 出産育児諸費	33,617
	4. 葬祭諸費	3,300
	5. 移送費	200
3. 国民健康保険事業費納付金		1,717,982
	1. 医療給付費分	1,185,451
	2. 後期高齢者支援金等分	376,374

	3. 介護納付金分	156, 157
7. 共同事業拠出金		5
	1. 共同事業拠出金	5
8. 保健事業費		82, 309
	1. 特定健康診査等事業費	77, 535
	2. 保健事業費	4, 774
9. 基金積立金		120
	1. 基金積立金	120
10. 公債費		2, 043
	1. 公債費	2, 043
11. 諸支出金		8, 992
	1. 償還金及び還付加算金	8, 500
	2. 繰出金	250
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	242
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		7, 493, 800

平成31年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

平成31年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
---	---	--------

1. 診療収入		106,740
	1. 外来収入	102,140
	2. その他検査等収入	4,600
2. 使用料及び手数料		10,989
	1. 使用料	216
	2. 手数料	10,773
3. 財産収入		4
	1. 財産運用収入	4
4. 繰入金		10,240
	1. 基金繰入金	9,990
	2. 特別会計繰入金	250
6. 諸収入		27
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	26
歳入合計		128,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		62,416
	1. 施設管理費	62,177
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		65,068
	1. 医業費	65,068
3. 基金積立金		4
	1. 基金積立金	4

4. 公債費		12
	1. 公債費	12
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		128,000

平成31年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

平成31年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、360,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		20,098
	1. 使用料	20,098
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
繰入金		0
	一般会計繰入金	0
歳 入 合 計		20,100

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		18,456
	1. 駐車場費	18,456

2. 公債費		1,544
	1. 公債費	1,544
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		20,100

平成31年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

平成31年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,665,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,296,190
	1. 介護保険料	1,296,190
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,513,277
	1. 国庫負担金	1,066,911
	2. 国庫補助金	446,366
4. 支払基金交付金		1,645,948
	1. 支払基金交付金	1,645,948
5. 県支出金		1,093,879
	1. 県負担金	856,276

	2. 県補助金	237,603
6. 財産収入		63
	1. 財産運用収入	63
7. 繰入金		1,060,145
	1. 一般会計繰入金	965,780
	2. 基金繰入金	94,365
9. 諸収入		56,186
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	56,116
歳入合計		6,665,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		324,537
	1. 総務管理費	272,585
	2. 徴収費	3,752
	3. 介護認定審査会費	47,868
	4. 介護保険運営協議会費	332
2. 保険給付費		5,917,502
	1. 給付諸費	5,917,502
3. 地域支援事業費		348,861
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	203,667
	2. 包括的支援事業・任意事業費	145,194
4. 介護サービス事		37,705

業費	1. 居宅介護支援事業費	37,705
5. 基金積立金		34,539
	1. 基金積立金	34,539
6. 公債費		200
	1. 公債費	200
7. 諸支出金		2,356
	1. 償還金及び還付加算金	2,356
歳 出 合 計		6,665,700

平成31年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成31年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ855,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		583,648
	1. 後期高齢者医療保険料	583,648
2. 使用料及び手数料		30
	2. 手数料	30
3. 繰入金		257,212
	1. 一般会計繰入金	257,212
5. 諸収入		14,410
	1. 市預金利子	20

	2. 雑入	14,380
	3. 延滞金加算金及び過料	10
国庫支出金		0
	国庫補助金	0
歳入合計		855,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		33,995
	1. 総務管理費	32,548
	2. 徴収費	1,447
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		806,863
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	806,863
3. 保健事業費		12,801
	1. 保健事業費	12,801
4. 公債費		41
	1. 公債費	41
5. 諸支出金		1,500
	1. 償還金及び還付加算金	1,500
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		855,300

平成31年度大和高田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	6,980,000 ^{m³}
(うち県営水道からの受水量)	6,980,000 ^{m³}
(2) 一日平均配水量	19,123 ^{m³}
(3) 平均給水件数	30,815件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水管布設、布設替及び移設工事	424,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	1,913,004千円
第1項	営業収益	1,803,402千円
第2項	営業外収益	109,527千円
第3項	特別利益	75千円

支 出

第1款	水道事業費用	1,726,608千円
第1項	営業費用	1,679,805千円
第2項	営業外費用	43,803千円
第3項	特別損失	1,000千円
第4項	予備費	2,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額310,919千円は当年度分損益勘定留保資金308,211千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,708千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	322,170千円
第1項	企 業 債	130,000千円
第3項	負 担 金	189,970千円
第6項	補 助 金	2,200千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	633,089千円
第1項	建 設 改 良 費	504,079千円
第2項	企 業 債 償 還 金	127,010千円
第6項	予 備 費	2,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水場管理業務委託	平成32年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
庁舎清掃委託	平成32年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額
橿原市及び大和高田市水道お客様センター業務委託	平成32年度から 契約期限到来の日まで	契約に定める額

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	130,000千円	証書借入	3.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 165,396千円
- (2) 交際費 20千円

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,628千円と定める。

平成31年度大和高田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度大和高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	12,400 戸
(2) 年間総排水量	2,730,000 m ³
(3) 主要な建設改良事業	管路建設費等
	1,231,058 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	1,417,695 千円
第1項 営業収益	409,929 千円
第2項 営業外収益	1,006,613 千円
第6項 国庫補助金	500 千円
第7項 県補助金	653 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	1,353,161 千円
第1項 営業費用	1,128,644 千円
第2項 営業外費用	224,267 千円
第3項 特別損失	50 千円
第4項 予備費	200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額313,021千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額83,117千円、当年度損益勘定留保資金184,320円、当年度利益剰余金予定処分数45,584千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	1,976,553 千円
第1項 企業債	1,296,020 千円
第4項 他会計補助金	317,533 千円
第6項 国庫補助金	358,000 千円
第7項 県補助金	1,500 千円
第10項 長期貸付金償還金	3,500 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,289,574 千円
第1項 建設改良費	1,231,058 千円
第3項 企業債償還金	1,054,816 千円
第5項 長期貸付金	3,500 千円
第7項 予備費	200 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	881,900 千円	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入する場合 について、利率 の見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合には、その債権 者と協定するもの による。
資本費平準化債	414,120 千円			ただし、企業財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換することがで きる。
計	1,296,020 千円			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）収益的支出における各項間の流用
- （2）資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1）職員給与費 75,341千円

（他会計からの補助金）

第9条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は712,000千円である。

平成31年度大和高田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数				320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	95,687人	外来患者数	208,251人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	261人	外来患者数	857人
(4) 主要な建設改良事業			設備改良費	5,474千円
			設備新設費	1千円
			固定資産購入費	482,906千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	7,910,087千円
第1項 医業収益	7,539,187千円
第2項 医業外収益	365,898千円
第3項 特別利益	5,002千円

支 出

第1款 病院事業費用	7,874,252千円
第1項 医業費用	7,614,436千円
第2項 医業外費用	231,014千円
第3項 特別損失	27,802千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額452,677千円は、過年度分損益勘定留保資金1,413千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,920千円、当年度分損益勘定留保資金411,344千円で補てんするものとする。))。

収 入

第1款 資本的収入	683,903千円
第1項 企業債	475,900千円
第2項 補助金	1千円
第3項 負担金	208,000千円
第4項 固定資産売却代	1千円
第5項 寄附金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,136,580千円
第1項	建設改良費	490,320千円
第2項	企業債償還金	645,760千円
第3項	予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る貸借	平成32年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成32年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	475,900千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費 4,616,278千円
2. 交 際 費 400千円

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は540,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、870,859千円と定める。

平成30年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,961,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		4,406,568	△72,844	4,333,724
	1. 国庫負担金	4,021,917	△58,184	3,963,733
	2. 国庫補助金	359,720	△20,660	339,060
	3. 国庫委託金	24,931	6,000	30,931
14. 県支出金		1,510,661	17,438	1,528,099
	1. 県負担金	1,112,793	16,388	1,129,181
	2. 県補助金	288,620	1,050	289,670
16. 寄附金		12,867	18,333	31,200
	1. 寄附金	12,867	18,333	31,200
17. 繰入金		709,229	493,891	1,203,120
	1. 基金繰入金	709,229	493,891	1,203,120
19. 諸収入		312,534	43,682	356,216
	4. 雑入	297,104	43,682	340,786

20. 市債		2,010,000	△94,000	1,916,000
	1. 市債	2,010,000	△94,000	1,916,000
補正されなかった科目に係る額		17,593,341	0	17,593,341
歳入合計		26,555,200	406,500	26,961,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,139,274	154,695	3,293,969
	1. 総務管理費	2,648,521	154,695	2,803,216
3. 民生費		11,066,610	217,947	11,284,557
	1. 社会福祉費	5,075,420	139,196	5,214,616
	2. 児童福祉費	3,168,587	20,212	3,188,799
	3. 生活保護費	2,822,299	58,539	2,880,838
4. 衛生費		2,826,962	27,418	2,854,380
	1. 保健衛生費	1,027,167	25,800	1,052,967
	2. 清掃費	1,799,795	1,618	1,801,413
7. 商工費		110,942	6,000	116,942
	1. 商工費	110,942	6,000	116,942
8. 土木費		1,712,270	△3,738	1,708,532
	1. 土木管理費	133,480	240,360	373,840
	2. 道路橋りょう費	175,387	△39,200	136,187
	4. 都市計画費	1,232,500	△204,898	1,027,602
9. 消防費		902,492	4,178	906,670
	1. 消防費	902,492	4,178	906,670

補正されなかった科目に係る額	6,796,650	0	6,796,650
歳出合計	26,555,200	406,500	26,961,700

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設事業	5,066,366	30	8,646	5,058,991	30	5,232
				31	2,118,504		31	2,117,312
				32	2,939,216		32	2,936,447

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	環境衛生費	市営墓地ブロック塀補修等工事	8,619
	清掃費	クリーンセンター土地境界確定業務	6,027
商工費	商工費	プレミアム付商品券事業	6,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	5,546
		橋りょう補修工事	16,200
	都市計画費	緑化公園整備事業	20,440
		本郷大中線街路事業	11,835
		大和高田当麻線街路事業	15,714

教育費	小学校費	陵西小学校既存校舎解体及び外部階段増築工事	72,764
		空調設備設置事業	619,675
	中学校費	空調設備設置事業	368,853

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう整備事業	千円 19,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 13,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
本郷大中線 街路事業	21,000	〃	〃	〃	5,600	〃	〃	〃

大和高田当 麻線街路事 業	92,100	〃	〃	〃	24,300	〃	〃	〃
防災対策事 業	72,700	〃	〃	〃	76,200	〃	〃	〃

2 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 8,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 —	(借入方法) —	% —	—

平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,951千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,213,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		5,591,630	18,600	5,610,230
	3. 県負担金・補助金	5,591,630	18,600	5,610,230
8. 財産収入		22	30	52
	1. 財産運用収入	22	30	52
9. 繰入金		592,299	88,321	680,620
	1. 一般会計繰入金	592,298	88,321	680,619
補正されなかった科目に係る額		1,922,670	0	1,922,670
歳入合計		8,106,621	106,951	8,213,572

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,566,058	15,800	5,581,858
	2. 高額療養費	666,800	20,000	686,800
	3. 出産育児諸費	33,617	△4,200	29,417
3. 国民健康保険事業費納付金		1,802,007	90,957	1,892,964
	1. 医療給付費分	1,291,352	90,957	1,382,309
9. 基金積立金		390,022	30	390,052
	1. 基金積立金	390,022	30	390,052

11. 諸支出金		149,264	164	149,428
	1. 償還金及び 還付加算金	148,699	164	148,863
補正されなかった科目に係る額		199,270	0	199,270
歳 出 合 計		8,106,621	106,951	8,213,572

平成30年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 諸収入		263,596	△243,007	20,589
	2. 雑入	263,595	△243,007	20,588
2. 県支出金		0	2,647	2,647
	1. 県補助金	0	2,647	2,647
3. 繰入金		0	240,360	240,360
	1. 一般会計繰入金	0	240,360	240,360
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳 入 合 計		263,596	0	263,596

平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		540,354	8,159	548,513
	1. 後期高齢者医療保険料	540,354	8,159	548,513
3. 繰入金		256,466	△6,037	250,429
	1. 一般会計繰入金	256,466	△6,037	250,429
補正されなかった科目に係る額		16,898	0	16,898
歳入合計		813,718	2,122	815,840

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		765,975	2,122	768,097
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	765,975	2,122	768,097
補正されなかった科目に係る額		47,743	0	47,743
歳出合計		813,718	2,122	815,840

平成30年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

		収 入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	1,410,411 千円	△32,000 千円	1,378,411 千円
第2項 営業外収益	1,000,583 千円	△32,000 千円	968,583 千円
		支 出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	1,336,166 千円	△31,941 千円	1,304,225 千円
第1項 営業費用	1,088,460 千円	△31,941 千円	1,056,519 千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「257,968 千円」を「258,038 千円」に、当年度利益剰余金予定処分額「26,416 千円」を「26,486 千円」に改め資本的収入及び支出

の予定額を、次のとおり補正する。

		収	入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	2,083,253 千円	△97,130 千円	1,986,123 千円	
第1項 企業債	1,406,220 千円	△48,600 千円	1,357,620 千円	
第6項 国庫補助金	356,000 千円	△48,530 千円	307,470 千円	
		支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	2,341,221 千円	△97,060 千円	2,244,161 千円	
第1項 建設改良費	1,225,448 千円	△97,060 千円	1,128,388 千円	

平成30年度大和高田市病院事業会計補正予算(第4号)

第1条 平成30年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(既決業務の予定量) (補正業務の予定量)

(2) 年間入院患者数及び外来患者数

入院患者数	94,024人	95,893人
外来患者数	206,180人	208,376人

(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数

入院患者数	258人	263人
外来患者数	845人	854人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	7,700,589千円	142,657千円	7,843,246千円
第1項 医業収益	7,321,848千円	131,318千円	7,453,166千円
第2項 医業外収益	373,739千円	11,339千円	385,078千円
支 出			
第1款 病院事業費用	7,801,273千円	41,052千円	7,842,325千円
第1項 医業費用	7,529,376千円	41,776千円	7,571,152千円
第2項 医業外費用	243,295千円	△724千円	242,571千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「428,304千円」を「427,143千円」に、過年度分損益勘定留保資金「199,487千円」を「210,101千円」に、当年度分損益勘定留保資金「219,636千円」を「207,861千円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	310,003千円	1,161千円	311,164千円
第3項 負担金	200,000千円	1,161千円	201,161千円

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「540,000千円」を「565,500千円」に改める。

第6条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「961,646千円」を「967,646千円」に改める。

平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第11号)

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
土木費	河川費	雨水貯留施設整備事業	15,000

告示第18号

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱（平成28年告示第50号の2）の一部を次のように改正する。

第4条中「40歳」を「20歳」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

告示第19号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成31年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成31年6月3日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年12月1日から平成30年12月31日までの間

告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月20日

大和高田市長 吉田 誠克

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1547	高547号線	蔵之宮町152番11先	
		蔵之宮町152番6先	
1548	高548号線	東中2丁目258番2先	
		東中2丁目258番9先	
1549	高549号線	曾大根1丁目29番17先	
		曾大根1丁目29番14先	
1550	高550号線	曾大根2丁目9番1先	
		曾大根2丁目619番7先	
3185	陵185号線	大字市場572番5先	
		大字市場572番1先	

告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月20日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高547号線	蔵之宮町152番11先から 蔵之宮町152番6先まで	6.0～8.0	29.8	
高548号線	東中2丁目258番2先から 東中2丁目258番9先まで	6.0～8.0	86.9	
高549号線	曾大根1丁目29番17先から 曾大根1丁目29番14先まで	6.0～8.2	85.3	
高550号線	曾大根2丁目9番1先から 曾大根2丁目619番7先まで	3.0～7.3	191.4	
陵185号線	大字市場572番5先から 大字市場572番1先まで	6.0～11.0	57.5	

3. 供用開始の期日 平成31年3月20日

告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を廃止する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月20日

大和高田市長 吉田 誠克

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1490	高490号線	大和高田市幸町23番先	
		大和高田市幸町24番先	
4076	天 76号線	大和高田市大字奥田539番先	
		大和高田市大字奥田525番1先	

告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を変更する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月20日

大和高田市長 吉田 誠克

路線番号	旧新別	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1236	旧	高236号線	大和高田市大字曾大根538番4先 大和高田市曾大根2丁目558番2先	
	新		大和高田市大字曾大根157番先 大和高田市大字曾大根2番1先	
4071	旧	天 71号線	大和高田市大字奥田293番2先 大和高田市大字奥田295番3先	
	新		大和高田市大字奥田293番2先 大和高田市大字奥田291番1先	
4079	旧	天 79号線	大和高田市大字奥田352番1先 大和高田市大字奥田527番先	
	新		大和高田市大字奥田352番1先 大和高田市大字奥田535番先	

告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月20日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	変更の区間	変更前の幅員 (m)	変更前の延長 (m)
		変更後の幅員 (m)	変更後の延長 (m)
高236号線	大和高田市大字曾大根538番4先から 大和高田市曾大根2丁目558番2先まで	3.0~7.3	512.8
		3.7~5.7	277.1

天 71号線	大和高田市大字奥田293番2先から 大和高田市大字奥田295番3先まで	2.1~7.0	139.7
		2.1~7.0	101.6
天 79号線	大和高田市大字奥田352番1先から 大和高田市大字奥田535番先まで	2.2~4.8	112.7
		2.2~4.8	225.7

告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を開始する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月20日

大和高田市長 吉田 誠克

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
高236号線	大和高田市大字曾大根157番先から 大和高田市大字曾大根2番1先まで	平成31年3月20日
天 71号線	大和高田市大字奥田293番2先から 大和高田市大字奥田291番1先まで	平成31年3月20日
天 79号線	大和高田市大字奥田352番1先から 大和高田市大字奥田535番先まで	平成31年3月20日

告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月20日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路 線 名	区 間	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高551号線	南本町1468番21先から 南本町1665番1先まで	14.9~20.8	87.1	供用開始告示は後日

告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成31年3月20日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高150号線	礪野北町1番2先から 礪野北町137番13先まで	前	4.6~6.8	245.8	面積増
		後	4.8~6.8	245.8	
高180号線	南今里町222番12先から 南今里町58番6先まで	前	3.3~6.1	70.4	〃
		後	4.1~6.3	70.4	
高184号線	大字曾大根482番1先から 大字曾大根500番4先まで	前	3.7~3.8	21.5	〃
		後	8.3~8.6	21.5	
高185号線	北本町23番2先から 北本町12番1先まで	前	6.5~6.5	13.3	〃
		後	6.6~13.4	19.8	
高204号線	中三倉堂二丁目684番先から 中三倉堂二丁目677番2先まで	前	3.9~4.4	55.8	〃
		後	4.7~5.2	55.8	
高209号線	甘田町664番16先から 甘田町667番3先まで	前	2.5~2.5	32.0	〃
		後	3.2~3.2	32.0	
高224号線	蔵之宮町152番11先から 蔵之宮町150番1先まで	前	5.0~6.0	43.5	〃
		後	5.6~6.8	43.5	
高227号線	曾大根一丁目12番1先から 曾大根一丁目91番1先まで	前	5.0~5.1	70.3	〃
		後	5.7~5.9	70.3	
高258号線	蔵之宮町152番7先から 蔵之宮町154番5先まで	前	4.0~4.5	32.4	〃
		後	4.5~6.0	32.4	
高543号線	東中二丁目246番1先から 東中二丁目258番2先まで	前	5.1~5.1	22.8	面積増
		後	5.8~5.8	22.8	
陵 50号線	大字市場291番1先から 大字市場292番3先まで	前	2.9~3.2	16.5	〃
		後	4.0~4.0	16.5	
陵 53号線	大字市場292番3先から 大字市場293番1先まで	前	2.3~2.3	12.6	〃
		後	3.2~3.2	12.2	
陵184号線	大字市場564番17先から 大字市場565番1先まで	前	5.0~5.1	47.3	〃
		後	6.1~6.1	47.3	
天 45号線	大字根成柿313番41先から 大字根成柿313番47先まで	前	3.7~3.7	83.0	〃
		後	4.2~4.2	80.7	
天119号線	大字根成柿343番1先から 大字根成柿313番41先まで	前	5.8~5.9	19.4	〃
		後	9.3~9.4	19.4	

3. 供用開始の期日 平成31年3月20日

告示第27号の2

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成31年3月20日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成31年3月20日

大和高田市長 吉田 誠克

1 平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第12号)

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	北保育所跡地測量業務委託料	2,376

告示第28号

大和高田市金融機関の指定について及び大和高田市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月25日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市金融機関の指定について及び大和高田市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示

(大和高田市金融機関の指定についての一部改正)

第1条 大和高田市金融機関の指定について(平成15年告示第7号)の一部を次のように改正する。

第2項中「株式会社 近畿大阪銀行」を「株式会社 関西みらい銀行」に改め、「株式会社 関西アーバン銀行」を削る。

(大和高田市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部改正)

第2条 大和高田市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について(平成15年告示第10号)の一部を次のように改正する。

第2項中「株式会社 近畿大阪銀行」を「株式会社 関西みらい銀行」に改め、「株式会社 関西アーバン銀行」を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

告示第29号

大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月25日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱(平成21年10月9日長寿第570号奈良県福祉部長通知。以下「県要綱」という。)に基づき、地域密着型サービス施設等の整備に要する経費の一部について、予算の範囲内において、大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「地域密着型サービス施設等」とは、次に掲げる施設であって、定員が29名以下のものをいう。

(1) 地域密着型特別養護老人ホーム

- (2) 小規模な介護老人保健施設
- (3) 小規模な介護医療院
- (4) 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (9) 小規模な養護老人ホーム
- (10) 施設内保育施設（第1号及び第5号から第8号までに掲げる施設に設置するものに限る。）
- (11) 認知症対応型デイサービスセンター
（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、県要綱第2条第1号に規定する事業のうち、奈良県が補助を採択した事業とする。

（補助対象者）

第4条 補助対象となる者は、市の区域内で地域密着型サービス施設等の整備を行う者とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助の対象となる施設の整備に要する経費は、県要綱別表1対象経費の欄上段に規定する対象経費とする。

- 2 補助金の額は、県要綱に基づき算定した額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算（見込）書抄本
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の規定による補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の不交付を決定したときは大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付申請却下通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 補助金の交付条件は、県要綱に規定する条件とする。この場合において、市長は、その目的を達成するため必要があると認めるときは、別に条件を付することができる。

（事業内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の決定を受けた後において、当該補助事業に係る事業計画を変更するときは、大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に第6条各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受理し、適当と認めたときは、大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了後1月以内に大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 補助金所要額精算書（様式第8号）

（2） 事業実績報告書（様式第9号）

（3） 竣工検査報告書（様式第10号）

（4） 収支決算（見込）書抄本

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が当該補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金確定通知書（様式第11号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 補助金の額の確定通知を受けた者は、大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付請求書（様式第12号）により補助金の支払請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して1月以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） この告示の規定に違反したとき。

（2） 偽り或其他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

（3） 補助金を交付目的以外に使用したとき。

（4） 補助事業を中止したとき。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 交付決定者は、補助事業完了後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第13号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

（1） 補助金の返還がない場合 次に掲げる書類

ア 積算内訳報告書（その1）（様式第14号）

イ 特定収入割合の計算過程が分かる書類（特定収入割合が5%を超える場合に限る。）

（2） 補助金の返還がある場合 次に掲げる書類

- ア 積算内訳報告書（その2）（様式第15号）
- イ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- ウ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- エ 特定収入割合の計算過程が分かる書類

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、交付決定者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（附 則）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 様

申請者
所在地
名 称
代表者職氏名 印
電話番号

大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付申請書

このことについて、補助金を交付されるよう下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 添付書類
 - （1）補助金所要額調書（様式第2号）
 - （2）事業計画書（様式第3号）
 - （3）収支予算（見込）書抄本
 - （4）その他関係資料

様式第3号（第6条関係）

- 1 対象施設の概要
- (1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種別

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

事業計画書

様式第2号（第6条関係）

補助金所要額調書

申請者

(単位:)

No.		施設種別	施設の名称	設置主体	設置場所	施設数 又は整備 床数	総事業費 A	寄付金 その他の 収入 額B	差引額 C (A-B)	対象経 費支出 予定額D	基準額 E	選定額 F	補助基本額 G	補助金 所要額H (F-Gを繰越)
1														
2														
3														
4														
合 計														

- (注1) 当該年度に整備を行う施設について記入すること。
- (注2) 施設種別ごとに記入すること。
- (注3) E欄には、基準額（交付基準単価に単位を乗じて得た額）を記入すること。
- (注4) F欄には、D欄とE欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- (注5) G欄には、C欄とF欄の額を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- (注6) H欄には、補助基本額（G欄の額）の千円未満の金額を切り捨てた額を記入すること。

(5) 入所（利用）定員数

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 m^2
- イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- ウ 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- エ 建物の面積 建築面積 m^2 、延面積 m^2
- オ 建物の構造（ 造 階建）

(2) 施設整備費内訳

- ア 主体工事費（補助対象） 円
- イ 主体工事費（補助対象外） 円
- ウ 小計 円
- エ その他の工事費 円
- オ 合計 円

(3) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 寄付金 円
- ウ 設置者負担金 円
- (内訳) 一般財源（自己資金） 円
- 移行時積立金 円
- 借入（福祉医療機構） 円
- 借入（市中銀行・協調融資） 円
- 借入（市中銀行・その他） 円
- 借入（ ） 円
- エ その他（ ） 円
- オ 合計 円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約（予定）年月日
- ウ 着工（予定）年月日
- エ 竣工（予定）年月日
- オ 事業開始（予定）年月日

3 その他参考事項（添付書類）

- ア 工事見積書の写し及び工事費費目別内訳書
- イ 平面図及び立面図
- ウ 各室の面積を明らかにした書類
- エ その他参考となる資料

様式第4号（第7条及び第8条関係）

大和高田市指令（ ）第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のありました補助事業に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1	補 助 事 業 の 名 称	
2	補 助 金 の 交 付 決 定 額 （ 変 更 後 の 補 助 金 交 付 決 定 額 ）	円
3	補 助 金 交 付 予 定 時 期 （ 変 更 後 の 補 助 金 交 付 予 定 時 期 ）	年 月 日
4	補助金の交付条件	

様式第5号（第7条関係）

大和高田市指令（ ）第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けをもって申請のありました補助事業に係る補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので、通知します。

記

申請却下の理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者職氏名

印

電話番号

大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大和高田市指令（ ）第 号をもって交付の決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額	円
変更後補助金所要額	円
既交付決定額	円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- （1）補助金所要額調書（様式第2号）
- （2）事業計画書（様式第3号）
- （3）収支予算（見込）書抄本
- （4）その他関係資料

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

大和高田市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者職氏名

印

電話番号

大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け大和高田市指令（ ）第 号により交付決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の精算額 円

2 関係書類

- (1) 補助金所要額精算書（様式第8号）
- (2) 事業実績報告書（様式第9号）
- (3) 竣工検査報告書（様式第10号）
- (4) 収支決算（見込）書抄本
- (5) その他関係資料

様式第8号（第9条関係）

補助金所要額精算書

補助申請者

(単位：円)

No.	施設種別	施設の名称	設置主体	設置場所	施設数 又は整備床数	総事業費 A	寄付金 その他の収入 額B	差引額 C (A-B)	対象経費 実支出額 D	基準額 E	選定額 F	補助基本 額G	補助金所要額 (千円未満 を切り捨て)	交付決定額 I	補助金受入 額J	差引 過不足額 K (J-H)
1																
2																
3																
4																
合計																

(注1)

(注2)

(注3)

(注4)

(注5)

(注6)

様式第9号（第9条関係）

事業実績報告書

- 1 対象施設の概要
- (1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種別

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

（５） 入所（利用）定員数	
２ 施設整備費に係る事業内容	
（１） 施設の規模及び構造	
ア 敷地面積	㎡
イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地の別）	
ウ 施設整備の区分（創設、拡張等の別）	
エ 建物の面積 建築面積	㎡、延面積 ㎡
オ 建物の構造（ 造 階建）	
（２） 施設整備費内訳	
ア 主体工事費（補助対象）	円
イ 主体工事費（補助対象外）	円
ウ 小計	円
エ その他の工事費	円
オ 合計	円
（３） 財源内訳	
ア 補助金	円
イ 寄付金	円
ウ 設置者負担金	円
（内訳）一般財源（自己資金）	円
移行時積立金	円
借入（福祉医療機構）	円
借入（市中銀行・協調融資）	円
借入（市中銀行・その他）	円
借入（ ）	円
エ その他（ ）	円
オ 合計	円
（４） 施工計画	
ア 直営・請負の別	
イ 契約年月日	
ウ 着工年月日	
エ 竣工年月日	
オ 事業開始年月日	
３ その他参考事項	
（添付書類）	
ア 工事請負契約書の写し（請負の場合）及び明細書（積算内訳書）	
イ 検収調書（又はそれにかわるもの）	
ウ 平面図及び立面図	
エ 各室の面積を明らかにした表	
オ 建物の外観（四方）及び内部の代表的な施設（設備）の写真	
カ 建築基準法に係る検査済証（写）	
キ 消防用設備等検査済証（写）	

様式第10号（第9条関係）

竣工検査報告書

工 事 名				
工 事 場 所				
請 負 者 住 所 氏 名				
請 負 契 約 金 額	円			
上 記 の う ち 補 助 対 象 経 費	円			
契 約 年 月 日		着 工 年 月 日		
完 成 年 月 日		検 査 年 月 日		
支 払 済 額	前払金	部分払		計

上記工事の竣工につき所定の設計図と対照し検査したところ、不都合な個所がないので報告します。

年 月 日

検 査 者
所属職氏名

印

上記工事は、所定の設計のとおり完成したことを証明します。

年 月 日

（補助事業者）

印

様式第11号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けをもって補助事業実績報告のありました補助金について、下記のとおり
確定しましたので、大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱第10条の規
定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第12号(第11条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者職氏名

印

電話番号

大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け大和高田市指令()第 号をもって交付決定のありました補助金について、大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金名 大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金

3 請求額 金 円

振込先金融機関名 及び支店名	口座種別	口座番号	ふりがな 口座名義人

様式第13号(第13条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者職氏名

印

電話番号

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け大和高田市指令（ ）第 号をもって交付決定のありました 年度大和高田市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金について、交付決定に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注1）積算内訳報告書（その1）又は積算内訳報告書（その2）を添付すること。

（注2）補助金返還相当額がない場合であっても報告すること。

様式第14号（第13条関係）

積算内訳報告書（その1）

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額
- 6 概要

【添付書類】

- 1 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）（特定収入割合が5%を超える場合に限る。）

様式第15号（第13条関係）

積算内訳報告書（その2）

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額
- 6 概要

(1) 補助金の使途（補助対象経費）の内訳

区分		課税仕入			非課税仕入 (人件費等)	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費 の内 訳		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円

- (2) 課税売上割合
- (3) 支出のうち課税仕入の占める割合
- (4) 仕入控除税額

【添付書類】

- 1 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- 3 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）

告示第30号

大和高田市庁舎管理規則（昭和40年規則第11号）第16条の3第5項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、告示します。

平成31年3月27日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 処分の根拠
告示日から3月経過したにもかかわらず、引取りがないため
- 2 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市片塩町
大和高田市市民交流センター
- 3 処分年月日
平成31年3月28日
- 4 処分対象自転車の移動年月日
平成30年6月7日

告示第31号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、本市における平成31年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

告示第32号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、本市における平成31年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成31年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 縦覧場所 大和高田市役所 税務課
2. 縦覧期間 平成31年4月1日から平成31年5月7日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日 に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

告示第34号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱等の一部を改正する告示

（大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正）

第1条 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の任用、支給、勤務時間その他」を削る。

第3条を削る。

第4条中「、前条各号の職種において」を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（任用期間）

第4条 臨時職員の任用期間は、6月を超えない期間とする。

2 市長は、前項の期間を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはない。

第5条から第12条までを削る。

第12条の2（見出しを含む。）中「分限及び」及び「、職員の分限に関する条例（昭和26年条例第36号）」を削り、同条を第5条とし、第13条を第6条とし、第14条及び第15条を削り、第16条を第7条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

（大和高田市交通指導員臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正）

第2条 大和高田市交通指導員臨時職員の任用等に関する要綱（平成22年告示第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の任用、支給、勤務時間その他」を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

（任用期間）

第4条 臨時職員の任用期間は、6月を超えない期間とする。

2 市長は、前項の期間を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはない。

（服務）

第5条 交通指導員臨時職員の服務は、大和高田市職員服務規程（昭和38年訓令第2号）の規定によるものとする。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とする。

（大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部改正）

第3条 大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の任用、支給、勤務時間その他」を削る。

第3条を削る。

第4条中「、前条各号の職種において」を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（任用期間）

第4条 臨時職員の任用期間は、6月を超えない期間とする。

2 市長は、前項の期間を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

第5条から第7条までを削る。

第8条（見出しを含む。）中「、勤務時間及び休日」を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（懲戒）

第6条 病院臨時職員の懲戒は、地方公務員法及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第34号）の規定によるものとする。

第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

告示第35号

旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示

旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年告示第32号の2）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱

第3条第1項中「対象者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「別記様式」を「様式第1号。以下「減免申請書」という。」に改め、同条第2項を削る。

第5条を第7条とする。

第4条第1項中「前条」を「第3条」に改め、同条第2項中「期間は、」の次に「同項第1号に該当する者については」を、「当分の間」の次に「とし、同項第2号及び第3号に該当する者については国民健康保険の資格を取得した日の属する月以後2年」を加え、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（減免の取消し等）

第6条 市長は、国民健康保険税の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免決定の取消しを行うものとする。

- （１） 虚偽の申請その他不正な行為により、当該減免の措置を受けたと認められるとき。
（２） その他市長が必要であると認めるとき。

２ 市長は、前項の規定による減免決定の取消しを行ったときは、当該取消しを行った者に対し、国民健康保険税減免取消通知書（様式第４号）により通知するものとする。

第３条の次に次の１条を加える。

（減免の決定等）

第４条 市長は、減免申請書の提出があったときは、提出された書類に不備がないことを確認した後、これを受理し、審査等を行い、減免の適否を決定し、当該申請者に国民健康保険税減免審査（承認）通知書（様式第２号）又は国民健康保険税減免審査（不承認）通知書（様式第３号）により通知するものとする。

２ 前項の適否を決定するに当たり、市長が必要と認めるときは、申請者に新たな書類等の提出又は提示を求めることができる。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所
氏名
電話番号

印

国民健康保険税減免申請書

旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱第３条の規定により、 年度国民健康保険税の減免を申請します。

※市記入欄

国保番号

Ｎｏ.

減免を受けようとする

年度第 期分から第 期分まで

保険税の納期限及び税額

円

添付書類

資格喪失連絡票

様式第１号の次に次の３様式を加える。

様式第２号（第４条関係）

第 号
年 月 日

納税義務者 住所

氏名

様

旧被扶養者 氏名

様

大和高田市長

印

国民健康保険税減免審査（承認）通知書

審査決定

年度国民健康保険税

円を減免します。

（１） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（２） 上記（１）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して５０日（５０日以内に行政不服審査法第４３条第３項の規定により通知を受けた場合は７０日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第３号（第４条関係）

第 号
年 月 日

納税義務者 住所

氏名

様

旧被扶養者 氏名

様

大和高田市長

印

国民健康保険税減免審査（不承認）通知書

審査決定

年度国民健康保険税の減免申請を不承認とします。

理由

（１） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知っ

た日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

納税義務者 住所

氏名

様

旧被扶養者 氏名

様

大和高田市長

印

国民健康保険税減免取消通知書

年 月 日付で、 年度国民健康保険税の減免申請を承認しましたが、下記の理由により減免承認を取り消します。

取消理由

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき

正当な理由があるとき。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、手数料の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 委託を受けた者

氏 名	住 所
田中 千里	大和高田市大中南町5番12号
森口 悦子	大和高田市蔵之宮町4番3号

2 委託した事務の範囲

し尿くみ取り手数料集金事務

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 委託を受けた者

大和高田市大字池田418番地1

公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝

2 委託した事務の範囲

大和高田市市営斎場に係る使用料の領収及び保管

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

告示第40号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

（1）施設の名称

大和高田市高田温泉さくら荘

（2）施設の所在地

大和高田市大字池田447番地

2 指定管理者となる団体

(1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

(2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）第14条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

告示第41号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

(1) 施設の名称
大和高田市総合福祉会館

(2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地1

2 指定管理者となる団体

(1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

(2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合福祉会館条例（平成17年条例第36号）第17条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

公 告

公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公告します。

平成31年3月6日

大和高田市長 吉田 誠克

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和都市計画（大和高田市）市街化区域内

3 都市計画の案の縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成31年3月6日から平成31年3月20日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜・日曜日は除く。

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した市長宛の文書1通を、大和高田市環境建設部都市計画課に平成31年3月20日（水）までに必着するよう提出すること。

公告第15号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月6日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可され、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供します。

平成31年3月22日

大和高田市長 吉田 誠克

1 施工者の名称

大和高田市

2 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業3・5・704号 本郷大中線

3 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成7年11月28日から平成33年3月31日まで

4 事業地

（1）収用の部分

平成7年1月奈良県告示第399号のとおり

（2）使用の部分

なし

5 縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

公告第17号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年3月27日

大和高田市長 吉田 誠克

1 件 名	平成31年度ITシステム最適化業務委託
2 業務期間	契約締結日から平成32年3月31日まで
3 業務場所	大和高田市役所
4 業務内容	仕様書のとおり

5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。））をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。 (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (6) 次のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ア プライバシーマーク【JISQ15001】 イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】 (7) 次のア～ウまでに掲げる有実績者を業務に配置できる者であること。 ア 「本業務同内容のコンサルティングにおける管理者経験5年以上」の管理責任者 イ 「公共に関するコンサルティング経験5年以上」かつ「本業務同内容のコンサルティングにおける主任者経験5年以上」の主任担当者 ウ 「公共に関するコンサルティング経験者」かつ「本業務同内容のコンサルティングにおける経験者」の担当者 (8) 次のア～オまでに掲げる情報処理技術者試験の有資格者を業務に配置できる者であること。ただし、有資格者は、それぞれ兼ねることができるものとする。 ア システム監査技術者 イ ITストラテジスト ウ プロジェクトマネージャ エ 情報処理安全確保支援士 オ ネットワークスペシャリスト
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）

	② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001(JISQ27001))の認定取得を証する書類の写し ④ 5の(7)に掲げる管理責任者、主任担当者及び担当者の配置予定者名簿(任意様式)及び配置予定者名簿に記載の者の実績証明書(任意様式) ⑤ 5の(8)に掲げる有資格者の資格証の写し (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。 (4) 受付期間 平成31年3月28日(木)から平成31年4月10日(水)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 平成31年4月16日(火)午後5時15分まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成31年4月17日(水)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成31年4月18日(木)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。

10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成31年4月19日（金）午前10時から （2）場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第18号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

1 件 名	平成31年度庁用バス運行業務委託
2 委託期間	契約締結日から平成32年3月31日まで
3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

	（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （3）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （4）大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。 （5）一般乗合旅客自動車運送業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること。 （6）過去5年間のうちに、官公庁においてバス運行業務委託実績を有すること（1 契約の委託期間は半年以上であること。）。 （7）運転者資格（大型二種免許資格）を有している乗務員が3名以上常勤していること。 （8）道路運送上必要な整備管理者が当該バス管轄営業所に1名以上常勤していること。 （9）大型バスの保管及び管理が可能であること。 （10）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、適正に運転者の健康管理ができていないこと。
5 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）必要書類は、次の5点とします。 ・4（4）に係る暴力団排除に関する誓約書（＊） ・一般乗合旅客自動車運送業又は一般貸切旅客自動車運送業の免許状の写し ・過去5年間の官公庁におけるバス運行業務委託実績を証する契約書の写し ・運転資格者（大型二種免許）一覧及び業務従事予定者（2名以上）の運転免許証（大型二種免許）の写し ・定期健康診断を受診させ、適切な勤務体制により、業務従事予定者の健康状態が良好に保たれていることを保証する誓約書（＊） このうち、（＊）のある各誓約書は本市指定様式によるものとし、様式については申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 （3）申請書等の提出は、必ず持参とします。（郵送不可） （4）申請期間 平成31年4月1日（月）から平成31年4月11日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （5）申請時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）申請場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）

6 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
7 質疑等	入札説明書（仕様書）についての質疑及び回答は、FAXにより、次のとおり行います。（質問書の様式は、任意とします。） (1) 質疑期限 平成31年4月18日（木）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市 環境建設部 契約監理室 担当 米田、曾根 FAX（0745）49-0053 (3) 回答期限 平成31年4月19日（金）午後5時まで。回答は、原則、質問者に対してのみ行います。
8 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成31年4月22日（月）。なお、入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
9 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
10 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
11 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成31年4月23日（火）午前10時から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
12 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
13 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。 開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合における見積書の徴取については、2人以上の者（2人以上の者を確保するため、本市の登録事業者でない者を含めることがあります。）から行い、予定価格の制限の範囲内で最廉価格を提示した者を契約締結義務者としてします。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

教育委員会

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成31年3月11日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

- 1 日時
平成31年3月15日（金）午後3時30分
- 2 場所
市役所 4階 会議室
- 3 議案
第1号 後援願いについて
第2号 教職員人事について
第3号 その他

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

平成31年3月19日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

- 1 日時
平成31年3月25日（月）午後2時00分
- 2 場所
市役所4階 委員会室
- 3 議案
第1号 第72回大和高田市民体育大会《種目別大会》実施要項（案）について
第2号 教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱及び児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示（案）について

第3号 大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱の一部改正（案）について

第4号 学校教育法施行細則及び大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）について

第5号 後援願いについて

第6号 その他

教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成31年3月19日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

1 日時

平成31年3月25日（月）午後3時30分

2 場所

市役所4階 委員会室

3 議案

第1号 市職員人事について

第2号 その他

教育委員会告示第7号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱及び児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱及び児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

（大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示）

第1条 大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の任用、支給、勤務時間その他」を削る。

第3条を削る。

第4条第1項中「、前条に定める職種において」を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（任用期間）

第4条 臨時職員の任用期間は、6月を超えない期間とする。

2 教育委員会は、前項の期間を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

第5条から第7条までを削る。

第8条中「勤務時間、休日、退職、有給休暇、無給休暇、分限、懲戒、服務、公務災害補償及び社会保険」を「懲戒及び服務」に改め、同条を第5条とし、第9条を第6条とする。

別表を削る。

（児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示）

第2条 児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「任用、支給、勤務時間その他」を削る。

第4条を次のように改める。

（任用期間）

第4条 臨時職員の任用期間は、6月を超えない期間とする。

2 教育委員会は、前項の期間を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

第5条から第10条までを削る。

第11条中「退職、無給休暇、分限、懲戒、服務、公務災害補償及び社会保険」を「懲戒及び服務」に改め、同条を第5条とし、第12条を第6条とする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会告示第8号

大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱（平成26年告示第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

駐車場使用許可書

年 月 日

様

大和高田市教育委員会 印

大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり駐車場を使用することを許可します。

記

- 1 所属又は団体
- 2 職員番号
- 3 氏 名
- 4 使用場所
- 5 車 種
- 6 車両番号

- 7 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
8 使 用 料

（注意事項）

- 1 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに駐車場使用変更申請書を提出してください。
- 2 駐車場を公用、行事等で使用する場合は、駐車場の使用を制限する場合があります。
- 3 駐車場の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を与えた場合を除き、駐車場において生じた自動車の事故及び損害については、教育委員会は賠償の責めを負いません。
- 4 駐車場の使用の中止又は許可の取消しがあった場合は、この許可書を返還してください。

様式第3号（第8条関係）

駐車場使用変更申請書

年 月 日

大和高田市教育委員会 様

所属又は団体

職員番号

申請者住所

氏名 印

電話番号

年 月 日付けで駐車場使用許可を受けましたが、申請内容に変更が生じましたので、大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 使用場所
- 2 変更内容
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 そ の 他（特別に申告する事項があれば記載）

様式第4号（第9条関係）

駐車場使用中止届

年 月 日

大和高田市教育委員会 様

所属又は団体

職員番号

申請者住所

氏名

印

電話番号

駐車場の使用を中止したいので、大和高田市職員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 使用場所
- 2 車種
- 3 車両番号
- 4 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 使用中止年月日 年 月 日
- 6 使用料

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第7号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年3月13日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 日時
平成31年3月20日(水) 午前9時00分
- 2 場所
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による
抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 大和高田市議会議員選挙における選挙すべき人員の変更について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第8号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画は6区画とする。設置完了日は、平成31年3月20日とし、掲示できる日は次のとおりである。

平成31年3月20日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 掲示のできる日

平成31年3月21日

2 設置場所

別紙省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

選挙管理委員会告示第9号

平成31年3月20日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する当該選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する当該選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月20日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

3分の1の数	18,875人
6分の1の数	9,438人
50分の1の数	1,133人

選挙管理委員会告示第10号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2の規定により大和高田市期日前投票所を次のとおり定める。

平成31年3月21日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 期日前投票所の場所

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

2 期日前投票所を設ける期間

平成31年3月22日から平成31年4月6日まで

選挙管理委員会告示第11号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を別紙のとおり選任する。

平成31年3月21日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

別紙省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

選挙管理委員会告示第12号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所

において行う。

平成31年3月21日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年3月21日（木） 午後5時30分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第13号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成31年3月21日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年4月4日（木） 午後5時30分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第14号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成31年3月21日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 不在者投票所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第15号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年3月22日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年3月28日（木） 午前 8時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 中央会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の選挙時登録について

第3号 大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第16号

平成31年4月7日執行予定の奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年10月奈良県条例第4号）第1条の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画は8区画とする。設置完了日は、平成31年3月28日とし、掲示できる日は次のとおりである。

平成31年3月28日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 掲示のできる日

平成31年3月29日

2 設置場所

別紙省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

選挙管理委員会告示第17号

平成31年3月28日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する奈良県議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する当該選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する当該選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月28日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

3分の1の数	18,874人
6分の1の数	9,437人
50分の1の数	1,133人

選挙管理委員会告示第18号

平成31年4月7日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2の規定により大和高田市期日前投票所を次のとおり定める。

平成31年3月29日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 期日前投票所の場所

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

2 期日前投票所を設ける期間

平成31年3月30日から平成31年4月6日まで

選挙管理委員会告示第19号

平成31年4月7日執行予定の奈良県議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を別紙のとおり選任する。

平成31年3月29日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

別紙省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

選挙管理委員会告示第20号

平成31年4月7日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成31年3月29日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年3月29日（金） 午後5時30分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第21号

平成31年4月7日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成31年3月29日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年4月4日（木） 午後5時30分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第22号

平成31年4月7日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成31年3月29日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 不在者投票所

大和高田市大字100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第23号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所は、別紙の場所に設ける。

平成31年3月29日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

別紙省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

選挙管理委員会告示第24号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

平成31年3月29日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

別紙省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

選挙管理委員会告示第25号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

平成31年3月29日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 日時

平成31年4月7日（日） 午後9時00分

2 場所

大和高田市幸町11番14号

大和高田市立総合体育館

選挙管理委員会告示第26号

平成31年4月7日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成31年3月29日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

1 開票管理者 市役所前の掲示場に掲示済み

2 職務を代理すべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

公営企業

上下水道事業公告第2号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年3月25日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	配水管布設替工事（S01）
2 工事場所	大和高田市 大中 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年7月31日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）石綿作業主任者を配置することができる者であること。

	(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。） (4) 受付期間 平成31年3月26日（火）から平成31年4月1日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市中大100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。

8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。 （１）閲覧等の期間 平成31年3月26日（火）から平成31年4月4日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （２）閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （３）閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） （１）受付期限 平成31年4月11日（木）午後5時まで （２）送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850 （３）回答期限 平成31年4月12日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （１）期限 平成31年4月16日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （２）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 （３）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （１）日時 平成31年4月17日（水）午前9時 （２）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 （３）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （１）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥13,600,000－（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第3号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成31年3月26日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	配水場維持管理業務委託
2 業務場所	大和高田市 大東、天満、陵西 各配水場
3 履行期間	平成31年6月1日から平成34年5月31日まで
4 業務内容	「配水場維持管理業務委託」仕様書・特記仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建物管理等業務（上下水道施設保守）に登録されている者であること。 (2) 水道事業又は水道用水供給事業に係る水道施設において、平成21年4月1日以降に2年以上の期間にわたり、地方公共団体が発注した2件以上の維持管理及び運転管理業務を元請けで履行実績（複数の実績を有し、そのうち1件は、年間平均10,000 m³/日以上の水道施設における実績であること。）を有する者であること。 (3) 次のア～キまでに掲げる有資格者及び実務経験者を雇用していること。ただし、有資格者及び実務経験者は、それぞれ兼ねることができるものとする。 ア 受託水道業務技術管理者 イ 電気主任技術者（第三種免状以上） ウ 水道施設管理技士（浄水施設） エ 水質基準並びに水質に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者 オ 機械設備に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者 カ 技術士（上下水道部門）

	キ 環境計量士(濃度関係) (4) 「配水場維持管理業務委託」仕様書の第5条及び第7条に示す有資格者及び有実績者を業務に配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、次に掲げる書類を(1)の申請書と同時に提出してください。 ア 5の(2)を証する実績書(任意様式)及び該当業務の契約書の写し イ 5の(3)に掲げる有資格者の資格証の写し及び有実績者の実績証明書(任意様式) ウ 5の(4)に掲げる業務総括責任者、副総括責任者及び業務従事者の配置予定者名簿(任意様式)。配置予定者名簿に記載の者の資格証の写し及び実績証明書(任意様式) エ 5の(8)に係る暴力団排除に関する誓約書(本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。) (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。) (4) 受付期間 平成31年3月27日(水)から平成31年4月9日(火)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知

	参加資格を認めた者に対しては、般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 平成31年4月19日（金）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850 (3) 回答期限 平成31年4月22日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成31年4月23日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は、無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	入札保証金は、次のとおり納付してください。 (1) 入札保証金の金額 入札保証金の金額は、8,000,000円とします。 (2) 納付の方法 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手によるものとします。詳細は、競争入札参加資格の確認通知とともに説明書を送付します。 (3) 納付期限 平成31年4月23日（火）午後3時まで
12 入札保証金の還付等	落札されなかった者が納付した入札保証金は、利息を付さずに返還します。また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。 なお、落札者が本契約を締結しないときは、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成31年4月24日（水）午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、水道総務課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで

	公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （１） 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （２） 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （３） 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	契約保証金は、入札保証金を充当するものとします。
17 契約保証金の還付等	契約保証金は、本件契約期間が満了したときに、受託者（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。なお、受託者（落札者）が本契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。
18 最低制限基準比較価格	¥58,060,000円（消費税等抜き）
19 その他	（１） 大和高田市入札者心得に準拠する。 （２） 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （３） 詳細は入札説明書（仕様書）によります。